

令和4年第5回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

令和4年8月29日（月曜日）

議事日程第1号

令和4年8月29日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第52号から同第62号まで
- 日程第6 議案第63号から同第66号まで
- 日程第7 議案第67号から同第70号まで
- 日程第8 議案第72号及び同第73号
- 日程第9 議案第71号
- 日程第10 陳情第7号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第52号から同第62号まで
- 日程第6 議案第63号から同第66号まで
- 日程第7 議案第67号から同第70号まで
- 日程第8 議案第72号及び同第73号
- 日程第9 議案第71号
- 日程第10 陳情第7号

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番 利根川 正 君 2番 阿 部 裕 和 君

3番	横山 人美 君	4番	新保 峰孝 君
5番	松尾 徹郎 君	6番	伊藤 孝麗 君
7番	田原 洋子 君	8番	渡辺 栄一 君
9番	加藤 康太郎 君	10番	東野 恭行 君
11番	保坂 悟 君	12番	田中 立一 君
13番	和泉 克彦 君	14番	宮島 宏 君
15番	中村 実 君	16番	近藤 新二 君
17番	古畑 浩一 君	18番	田原 実 君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市 長	米田 徹 君	副 市 長	井川 賢一 君
総務部長	渡辺 孝志 君	市民部長	小林 正広 君
産業部長	大嶋 利幸 君	総務課長	渡辺 忍 君
企画定住課長	中村 淳一 君	財政課長	山口 和美 君
能生事務所長	高野 一夫 君	青海事務所長	猪股 和之 君
市民課長	川合 三喜八 君	環境生活課長	猪又 悦朗 君
福祉事務所長	磯貝 恭子 君	健康増進課長	池田 隆 君
商工観光課長	大西 学 君	農林水産課長	木島 美和子 君
建設課長	斉藤 浩 君	都市政策課長	五十嵐 博文 君
会計管理者 会計課長兼務	嵐口 守 君	ガス水道局長	樋口 昭人 君
消防長	竹田 健一 君	教 育 長	鶴本 修一 君
教 育 次 長	磯野 豊 君	教育委員会こども課長	嶋田 猛 君
教育委員会こども教育課長	小野 聡 君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務	穂 苺 真 君
教育委員会文化振興課長 市民会館長兼務	山本 喜八郎 君	監査委員事務局長	山川 直樹 君

〈事務局出席職員〉

局 長	松木 靖 君	次 長	松村 伸一 君
主 査	水島 誠仁 君		

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより、令和4年第5回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、9番、加藤康太郎議員、18番、田原 実議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る8月22日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

去る8月22日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告いたします。

本日招集されました第5回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおり、令和3年度の決算認定が11件、条例の制定及び改正が5件、令和4年度補正予算が3件、その他が3件で、合計22件であります。

議案第52号から同第62号までの令和3年度の決算認定議案につきましては、申合せにより、議長と議会選出監査委員を除く議員で構成する決算審査特別委員会を設置の上、審査することとし、そのほかの議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することで委員会の意見の一致を見ております。

決算審査の進め方についてであります。会場を第二委員会室とし、新型コロナウイルス感染症対策のため、前回と同様、説明員が多数にならないように、課ごとに審査することとしております。

また、日程につきましては、3日間で割り振りましたが、日程どおり審査できなかった場合は、

できなかった部分を翌日にスライドさせ、4日目の予備日を使って審査することとしております。

なお、課の順番につきましては、出先機関で往来に時間がかかる部署、また、災害等や外来患者への対応に備える部署につきましては、その日の審査の最初にすることとしております。

このほか本定例会の会期につきましては、本日から9月22日までの25日間とし、日程につきましては、お手元配付の日程表のとおりであります。

また、一般質問につきましては、期日までに申入れがあった方は17人です。これを初日5人、2日目5人、3日目5人、4日目2人で行うこととしております。

次に、陳情の取扱いについて、申し上げます。

陳情第7号、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情1件が、受理されております。こちらは、総務文教常任委員会へ付託の上、審査願うことといたしました。

委員長報告につきましては、総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員長から、閉会中の所管事項について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項としております。

次に、議会運営についてであります。議会における個人情報保護制度の見直しについては、事務局より、国の制度改正により、市議会単独で、個人情報保護条例を制定する必要が生じたことから、全国市議会議長会が作成した条例案を参考に進めるが、罰則規定を定める場合は、検察庁との協議に二、三か月必要となり、12月議会での制定を目指すこととすると、9月議会で大方向の内容を確定する必要がある旨の説明を受けております。

このことを受け、継続して審査を進めることとしております。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

しかし、この日の議会運営委員会には、私は、家族が新型コロナウイルスに感染して、濃厚接触者であるということから、大事を取って欠席をしております。

なお、質問に対する回答につきましては、宮島副委員長が行いますので、最初にあらかじめご了承ください。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの25日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．行政報告

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、行政報告の申出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和4年第5回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、決算認定をはじめ、条例の制定や補正予算など、22件の議案のご審議をお願いいたしたいものでありますが、この機会に3点について、ご報告申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症について、ご報告申し上げます。

7月に新型コロナウイルス感染症の第7波が押し寄せ、また、人の動きが大変多い時期でもあったことから、市内でも急激に感染が拡大いたしました。

国、県におきましては、社会経済活動を推進できるよう行動制限等を実施しない方向で進んでおりますことから、市といたしましても同様に、通常どおり事業を展開いたしております。

しかしながら、県内においても感染が落ち着く状況になく、県は、B A. 5対策強化宣言を発令し、より一層の感染対策を呼びかけております。今後も、市民の皆様にご感染対策の徹底を呼びかけ、感染が広がらないよう努めてまいります。

2点目に、木浦小学校統合確認書の調印について、ご報告申し上げます。

6月28日に木浦小学校において、木浦地区連絡協議会、市、市教育委員会の3者で、令和5年4月に木浦小学校が能生小学校に統合する旨の確認書調印を行いました。

本定例会において、関係する条例の一部改正を議案として提出しておりますが、今後も地元や保護者と協議を重ね、円滑に統合できるよう進めてまいります。

最後に、令和4年度普通交付税の算定結果について、ご報告申し上げます。

本年度は、73億9,700万円で、当初予算に対し9,700万円の増という結果となっております。

基準財政需要額は、主に高齢者保健福祉費において、単位費用及び65歳以上人口の減少により減額、また、基準財政収入額では、市税が増額となることから、財源不足額としては減額となります。そのうち臨時財政対策債への振替額が、前年度より減額となったため、結果として普通交付税は、前年度当初予算と比べ増額となりました。引き続き、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、3点について、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

これで行政報告は、終わりました。

日程第4．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、それぞれ常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、7月25日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容と結果について、ご報告いたします。

調査項目は、定住人口の拡大について、夏季休業期間中の新型コロナウイルス感染症対策についてです。

まずは、定住人口の拡大について報告いたします。

企画定住課より、市で取り組んでいる人口減少対策、若者や子育て世代といった対象に応じて、それぞれの部署で取り組んでいる13項目の事業について、取組内容や事業成果などが説明されました。

委員より、市の人口が4万人を切ろうとしている現状について、市長としてどのように考えているか。選挙のときは人口対策だとか若者定着だとか言ってきたが、その結果が全く出てこない。出生数もぐっと下がってきている。今後、この人口問題にどういうふうに関わっていくのかとの質疑に対し、米田市長より、全ての事業が人口減対策につながるものと考えている。総体的に、住み続けられる、また、住みたいという方向性に持っていきたい。成果が出なければ駄目だという気持ちで、この問題についてはしっかりと進めていきたいと答弁がありました。

委員より、コロナ禍になってから、年間の出生数が200人を切り、170人程度となっている。医療の部分、産婦人科の存続について今検討されているとは思いますが、そのような部分は市民が不安になる。若者は不安があると残ってくれない。若者だって糸魚川に帰ってきたいという人はいる。自身も若者定着を叫びながら今日まで来たが、まず、女性が定着できることを考え、人口問題の先を考えて有効な施策を打つ必要がある。それと、インパクトのあるアイキャッチできるようなものをつくっていかなくてはならないと考えるがいかがかとの質疑に対し、井川副市長より、人口減少

問題は、全庁で取り組むべき一番大きい課題になっている。その中で、特に女性の地元定着率が低いことは課題で、その部分については、企業の魅力アップ、あるいは女性が働きやすい仕事の創出などが必要。地域の魅力や暮らしやすさ、医療も含めて全庁で話し合っているが、解決に向けた努力が必要である。市でいろいろな事業に取り組んでいるが、外部へのPRが若者に届いていない現状があると捉えている。いろいろな事業が相互に連携して、若者が定着するように、分かりやすい資料も作っていかねばならないし、それをしっかり見せて地元に残ってもらう。若者が多くなるような人口減対策に取り組んでいきたいと思っていると答弁がありました。

委員より、人口減問題について、いろいろ協議したいことはあるが、個々の委員会での議論になり、全体的に議論することができない。希望論ばかりでなく、現実を見た上でのニーズ把握と、どういう人を糸魚川に引っ張ってくるか、ターゲットを絞り込んだ中でやらないと、多分何も得られないと思うがどうかとの質疑に対し、担当課より、ターゲットを絞るということはそのとおりで、特に今、若年層、20代、30代の層をターゲットに、何とか地方へ呼び返していきたい。年齢人口のバランスを取っていくことが究極の理想的な最終形の姿で、総務文教常任委員会の中でも、いろいろ意見をいただきながら担当課につないでいき、全庁的な会議の中で話をしていくことはできると考えていると答弁がありました。

委員より、何が必要で何が不要なのか、そういうのも本気で考えてスリム化し、できることを選択していく必要がある。漠然と続けているとお金の無駄遣いにもなる。今はもうぎりぎりのところだと思う。もう少しレベルの高い部分で、具体的な議論が必要。プランを示した上で住民にも協力してもらえるように、コーディネート部分を強化しなければならないと考えるがいかかとの質疑に対し、井川副市長より、非常に大きい課題で、現状では個々の事業でそれぞれ予算を積み上げて執行しているが、個々の事業を評価するだけでは基本的には駄目。例えば若者定着を促進するために、どのような事業を打っていくのか。そういった視点で事業を再構築し、今までの事業にとらわれずに新しい施策を打っていくといったことも必要であり、市も、職員単独ではなく、議員の皆さんとしっかり意見交換をしながら進めていきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、市職員の皆さんが、糸魚川は人口が減って、今後大変なのだという意識を持って仕事に向かうような思いがあれば、窓口での住民対応1つとっても今までと違った角度の対応になっていくのではないかと考える。高校あるいは大学卒業間近になった子供たちと話をする機会があるが、糸魚川に帰ってこれるのかと聞くと、親から、糸魚川に帰ってきても駄目だと言われたというような言葉が出てくる現実がある。親の世代にも、糸魚川に残ってもらうための周知が必要である。糸魚川にいてもらいたいということを、どのような角度でアプローチしていくのか、これは行政だけではなく、私たち議会も一緒になって考えていきたいと思っているがいかかとの質疑に対し、井川副市長より、親も本当は地元に残ってほしいけど、ここにいないでいいんだよというメッセージを出していることもあるのかもしれない。ただ、本心は糸魚川に残ってほしいという気持ちだと思う。そういった中で、キャリアフェスティバルは3年前から始まっているが、ああいった機会も生徒だけではなく、保護者の皆さんにも見ていただいて、理解を得ていくような積み重ねをしていく必要がある。十分に意識して取り組んでいきたいと答弁がありました。

次に、夏季休業期間中の新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

教育委員会から、夏季休業中の新型コロナウイルス感染症対策や修学旅行、部活動の対応について説明が

あり、委員より、部活動や修学旅行の行動制限について、家庭での判断に委ねる部分も多く、困惑している家庭もあるが、教育委員会としてどのように考えているのかという質疑に対し、担当課より、国や県の通知等には行動制限を求めないというものがあるが、移動の際は十分に感染対策を措置した上でお願いしたいと学校を通じて各家庭に周知している。部活動についても、始まる前、終わった後の換気等を含めての環境づくりや、大会等を控え、健康観察等を普段より念入りに行うように伝えている。熱中症との関連もあるので、マスク着用が厳しい活動もある中、子供たちの体調を最優先に、無理させないように部活動を実施している状況である。都道府県の動きを注視する中で、慎重に対応してまいりたいと答弁がありました。

委員より、感染してみて、慌て始める傾向があるので、改めて、対応や連絡先、また、どのような行動を取るのかを周知徹底してほしい。体育祭などの行事も、感染が広がる状況になる前に、あらかじめ早めの対応を取っていただきたい。テストなど学習面での不安が生じないように、リモートなどの対応も十分に手だてを打っていくとともに、学校ごとの対応に違いが生じないように、適宜きちんと対処していただきたいがいかがかとの質疑に対し、担当課より、コロナの中でどのように行うか、各校で工夫してやっているが、学校行事の中止・延期も含めた対応について、少し早めに保護者に周知を図れるか確認したい。テスト等の対応も、これまでのいろいろな実績があるので、それぞれの学校の状況を共有できるように、よりよい方向になるよう考えていきたいと答弁がありました。

このほかにも意見がありましたが、割愛させていただきます。

以上で、所管事項報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

おはようございます。よろしく願いいたします。

ただいまの委員長報告の中の人口問題のくだりで伺いたいことがございます。

しっかりと人口問題をやっていかねばならぬという委員の皆さんからの強い意志が表れた委員会というふうには受け止めておりますけども、行政側の答弁の中で、今後、議員の皆さんとしっかりと意見交換をしてまいりたいというくだりがあったかと思えます。そのところで伺いたいんですけども、今後どのように議員としっかりと意見交換をしていくのかといったところを踏み込んだ質疑なり協議があったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

井川副市長のほうから議員の皆さんとしっかりと意見交換をしながらという答弁がございましたが、具体的な内容・手法については、この委員会では申し上げていただくことはなく、検討したいという、そういったニュアンスの回答であったと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

糸魚川市最大の課題ということでありましたけども、一委員会の中にとどめて、委員会を窓口としてそれを今後も協議していく形がよろしいのか、それともやはり全員協議会という形を持つ、あるいは特別委員会を設置して取り組むといったところまでやっていかなければいけないんじゃないかなというふうに、私考えながら今の委員長報告を聞いたんですけども、再度伺います。

そういったところの質疑・協議はなかったですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

具体的に特別委員会を設置した上で協議していかなければならないという正確な発言は委員会の中ではありませんでした。

ただ、こういった全員でお話を、協議をする機会がないという発言はあったと記憶しております。

以上です。

○18番（田原 実君）

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、7月15日に下水道事業について、観光振興について、8月5日に中心市街地活性化について、所管事項調査を行っております。

まず、下水道事業については、下水道使用料の改定について、下水道処理施設の現地調査の後に、机上調査をしておりますので、概要についてご報告いたします。

ガス水道局長より、昨年、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急措置として1年間見送ることとしたが、下水道事業においても電気料や資材費、労務費等の高騰により経営に影響が生じており、使用料の改定を行わない場合は、一般会計からの繰入金が増え、ほかの事業に影響を及ぼすことになるため適正な使用料の改定を行う必要がある旨説明があり、担当者より、過去5年間の下水道使用料改定における下水道使用料と一般会計繰入金について、建設改良費と維持管理費について、経費回収率の推移について、使用料改定の方針について、それぞれ詳細な説明の後、質疑を行いました。

委員より、能生谷地区農業集落排水処理施設の統合に伴う施設の跡地の利用について質疑があり、担当課より、現在はポンプ場として利用しており、汚水をそのまま流すと管渠の容量が不足するため、ワンクッション置いて流すという役割をしている。残地部分に関しては、緊急資材置き場や倉庫としての利用を考えていると答弁がありました。

なお、下水道使用料の改定案については、委員会開催日においては検討中で示せないが、9月議会で改めて報告させていただきたいと担当課より説明を受けています。

続いて、観光振興については、柵口温泉権現荘の指定管理について調査をしておりますので、概要についてご報告いたします。

今年度で3年間の指定管理期間が満了することに伴い、来年度からの次期指定管理者の募集を行うものであり、その概要、スケジュール等について担当課からの説明の後に質疑を行っております。

委員より、公募期間は9月下旬までだが、1事業所も公募がなかった場合どうするかとの質疑があり、担当課より、応募がなかった場合はその時点で考えるが、日帰りの温浴施設は堅持していきたいと答弁がありました。

委員より、募集要項等では周辺施設も含めた提案も可能ということだが、事業者にあらかじめこも使うことができるということを示すのか、スキー場も抱き合わせで経営できるのかとの質疑があり、担当課より、制度的には可能だと思うが、現状ではスキー場とゴルフ場は、火打山麓振興株式会社が管理運営を行っており調整が必要になると答弁がありました。

委員より、今回は公募を市内、市外問わず同一ということで、仮に市外事業者が参入し、市内事業者が手を挙げなかったときに、地元の人たちに意見を聞く機会を設けるのかとの質疑があり、担当課より、議会での議決は12月議会になっており、指定がほかの事業者が行うということであれば、地元説明、住民説明は必要だと考えていると答弁がありました。

委員長より、行政施設の健全経営とは何か、理事者に説明を求める質疑があり、副市長より、住民福祉の向上という意味では、例えば「はびねす」の入浴施設などがあり、料金が格安で行政の持ち出しがある事業を行っている。一方、権現荘には日帰りの入浴施設もあるが、宿泊部門を持つ収

益施設であって、同じように考えるのが難しいと思っている。そういった収益施設がある部分については民間に任せて、市は本当に住民福祉の向上の部分だけを担っていく形で、市の赤字負担等がないことがよい形ではないかと考えていると答弁がありました。

委員長より、行政施設の健全経営のために条例を基本から見直しをする必要があるのではないかと。宿泊、日帰り入浴について、その持続が市民に大きな負担を強いるものであれば、この機会に条例を見直すべきだと意見が出され、副市長より、今回の募集については、宿泊等の部門、日帰り入浴の部門、両方を残すことで募集をする。現状の条例の趣旨は変わらない。この時点では条例改正は必要ないと考えている。ただ、応募がなかった場合で、日帰りの入浴施設だけで運営する状況になったとき、あるいは宿泊部門がこれまでの運営形態と全く違った提案が出てきた場合には、条例改正も必要と考えていると答弁がありました。

ほかにも闊達な質疑が交わされていますが、割愛します。

続いて、中心市街地活性化については、駅北子育て支援施設の検討状況について調査をしておりますので、概要についてご報告いたします。

担当課より、資料に基づいた説明の後、委員より、市の考え方として基本的に商業的機能を含めず検討とあるが、大町区のアンケートでは、ミニコンビニが欲しいというのが圧倒的に多いと聞いており、検討の余地はないのか。行政が、商業的機能はこの中に含めずに検討を進める根拠は何かとの質疑に対して、担当課より、これまで聞き取り調査をする中で、子育ての支援施設の中に商業施設を取り込んで運営をしていくのは、採算性の面で厳しいという意見が大多数あったことによる。ただ、周辺の商店街への配慮の部分については、市内事業者1社から意見いただいたもので、この点、誤解を生む説明となったことをお詫びすると答弁がありました。

委員より、ここにミニコンビニができたとして、ここへ来たお母さんたちがそこで買い物をして中で食べることはできるのかとの質疑があり、担当課より、施設の中には飲食のスペースを設ける予定だと答弁がありました。

委員より、多世代の活動スペースとあるが、その運用については地域のニーズを含めて考えているかとの質疑があり、担当課より、地元からは、何か関わりをそこに残すような配慮がないと、ある意味、迷惑施設にはいけないとの意見をいただいている。スペースの確保なのか、ソフト的な取組かということもこれからは地元ともやり取りしていくと答弁がありました。

委員より、子育て支援センターが、3歳未満の乳幼児の利用で1日15組と想定されていることの根拠とプレイルームの利用対象者について質疑があり、1日15組と想定は、妥当と考えている。プレイルームについては、ゼロ歳から小学校6年生までが利用できる。設置する根拠としては、平成29年に小学生以下の児童を持つ約2,200世帯を対象にアンケートを行い、その中で屋内遊戯施設の設置を望まれる回答が約100件あった。平成30年に、にぎわいの創出アンケートということで、公立保育園、私立幼稚園、小学校の一部を対象としたアンケートの中でも、保護者約200人から回答を得る中では、55%の方が雨の日でも利用できる子供の遊び場を望んでいると担当課の答弁があり、また副市長より、土・日曜日は市外へ出かける方が非常に多いという実情がある中で、市内にこういった施設を造ることによって市内にとどまってもらうことで消費拡大にもつながるのではないかとというのが1つと、雨の日、それから冬季間については、家に閉じこもって遊び場がないというニーズがあったので、これから未来を担う子供たち、また保護者の皆さんがこ

ここに定着していただけるような施設を造って、子育て支援していきたいという思いで造りたいと答弁がありました。

ほかの委員からも、プレイルームの利用方法や約750平方メートルの広さの根拠についてなど、様々な質疑が出され、母親クラブ等の利用団体の活動や、地域で活動する団体の会場利用と地区公民館でできることのすみ分けを考慮すべきとの意見が出されております。

以上のほかにも関連に質疑が交わされておりますが、ここでは割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

おはようございます。よろしくお願いたします。

建設産業常任委員会では、8月5日の日に協議題並びに当日の資料として、当初、委員長ファイルというのがありまして、子育て支援施設に関わる地区の聞き取りというかアンケートとかという資料があったんですが、8月5日の委員会終了後には、それが削除されておまして、委員会の中ではどういう議論がなされたのか、また、何ゆえ大町地区のとこだけを取り上げて、公式な資料として上げたのにもかかわらず、なくなっているのか、その経過について、委員長報告でなかったかと思うので、お知らせいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

委員会の運営上のことでのご質疑か思います。

今の報告、今までの報告及び会議録の中には、その点ございませんので、ご答弁できません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

会議録にないからではなくて、会議録からなくなった経過があるかと思っておりますので、その辺の経過を知りたいと思います。

何ゆえそこまでこだわるかといいますのは、こういった委員会の資料につきましては、正副委員長のほうで担当課と念入りの協議をした上で当日を迎えるかと思っております。この資料につきましては、全議員に資料として周知されて、配付されたものでございます。そのなくなってる事情についてもきちんと報告されないと、それはかえってよろしくないのではないかというふうに思いますので、ぜひこの機会にお知らせいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

お尋ねの件については、委員会のその他の中での協議はございましたが、所管事項の中では扱っておりませんので、会議録もございませんので、報告できません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

非常に今、この子育て支援施設に関しましては、3巡目の聞き取りをされておる最中であります。そういった中での大町地区だけのチョイスというのが、資料提供された時点ですごく気になったんですね。先ほども一部、委員長のほうからも大町地区のコンビニエンスストアの設置についてのご報告がございましたが、それについても、その話題が出た背景であるだとか、どうして、ほかのまだ3巡目が終わってない中で、こういった議論がなされているのかとか、そういうところが報告されてないところが逆に不自然なものですから、そういったところは、やっぱり経緯は報告していただきたいと思うんですが、再度お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

お答えいたします。

担当課からの説明の後に質疑に入りまして、1名の委員から市の考え方の、基本的に商業的機能を含めず検討とありますが、たしか大町地区のアンケートによるとミニコンビニが欲しいというのが圧倒的に多かったと聞いておりますが、その辺、検討の余地はまだないのかどうかお聞かせくださいと質疑が出され、担当課長より、これまで聞き取り調査をしてまいりました。今回の子育ての支援施設の中に、そういう商業施設を取り込んで運営をしていくという面では、採算性の面でそういう収益施設では厳しいという意見が大多数でしたので、私どもも商業的機能はこの中に含めず検討を進めたいということで、皆さんのほうに説明しておりますとの答弁がされております。

以上です。

○11番（保坂 悟君）

終わります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

委員長報告に対する質問は、また別にやりますけど、今、議事進行で一応確認をさせていただきたいんですが、所管事項調査ではなく、その他なので議事録は取ってありませんという答弁があり

ましたよね。たとえその他であったって、議事録は取らなきゃ駄目です。議事録の場合は、取らないのは休憩中の発言のみですね。ですから議事録を取らない場合は、休憩を取ってやります。その辺の確認を事務局並びに議長のほうにお願いしたいと思うんですが、どうですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○17番（古畑浩一君）

違う違う、議長に聞いてるんだ。

○議長（松尾徹郎君）

今の古畑議員のご質問につきましては、そういった指摘された部分ございますので、議会運営委員会のほうで、これについては確認の意味で取り扱いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

議会運営委員会でやるのは、やぶさかではないんですが、事務局としては、議事録の作成は議会事務局が一手に引き受けておりますが、今までの慣例でいきますと、議会用の全て録音の上、文書に残す。その場合に休憩を取って、その中の話は議事録に起こさないというのが通例ですが、その辺の確認だけ、最初にお願いします。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時42分 休憩〉

〈午前10時43分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま古畑議員の指摘がございましたが、まさにそのとおりであるというふうに私も認識しております。したがって、そのようにしたいと思います。

そして1点、田原委員長、先ほど。

〔「ちょっと待った」と呼ぶ者あり〕

○17番（古畑浩一君）

これ議事進行なんで、質問じゃない。だから、ここしかできない。こっちの議事進行が終わったら、田原委員長にやってもらえばいい。

○議長（松尾徹郎君）

大変失礼いたしました。

古畑議員のご指摘のとおりです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

この議事録というのは、実は大変重要な問題でして、過去国会におきましても議事録をめぐる大分論争が起きました。普通なら、そこに議事録書記というのがあって、そのために席をつくってあるんですけど、かつて書記、速記のできる議事録員というのを置いたり、テープレコーダーに全部取ったりして、議事録の確認というのは大事なんですね。各委員会でもそうです。その確認ができたんで、自分としてはそれでオーケーなんです。

保坂議員の説明の中に、所管事項調査ではなく、その他なので議事録は取ってごさいませんのでお答えできませんというところまで遡らなくちゃいけない。それは取らなくちゃいけないんで、もし取ってないとしたら議会事務局の職務怠慢ですね。結局、規定違反になります。それで、もしもそれが認められて、議会事務局がしっかり議事録を取ってあるとするならば、保坂 悟議員の質問に対して、委員長は答えなくてはなりません。取ってないというのが、もし取ってあったとしたら、それは虚偽の答弁です。それは議長の議事整理権を使って、しっかり確認すべきですね。後々残ります。委員長の言うとおりになら委員長の言うとおりに、そうではない、規則上おかしいならおかしい、質問の再度やり直し、答弁ですね。委員長報告は、ご存じように3回しかありません。だから、その辺が難しいですね。議事整理はちゃんとやって、後に前例を残さないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ただいま古畑議員のご指摘ございました。確認の上、整理したいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

答弁ではない発言ということなんですけども、古畑議員のおっしゃること。

〔「暫時休憩してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時47分 休憩〉

〈午前10時48分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

田原委員長のほうとしては、先ほど報告終わりましたけれども、説明が足りなかったというふうにとれましたので、私自身、委員長に発言を、指名しました。

今、休憩解いたんで、暫時休憩いたします。

〈午前10時48分 休憩〉

〈午前10時49分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

私としましては、先ほど申し上げましたように、田原委員長は報告を終了しておりますけれども、足りない部分があるというふうに、先ほど言ったかと思えます。ご本人が取ったというふうに思いましたので、私自身、委員長に発言の許可を許した次第です。よろしいですか。

失礼しました。

田原委員長、発言を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

私は、説明に不足があったので、発言を求めたわけではないということを申し上げておきます。

申し上げたかったことは、保坂議員の質疑に対しての、私が行った答弁の内容と、古畑議員がお尋ねの私がこのように申し上げたということが違っておりますので、その点をもう一度、事務局なりに精査し、確認していただきたいということを申し上げたかったということです。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時50分 休憩〉

〈午前10時54分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

〈午前10時54分 休憩〉

〈午前11時09分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議会事務局並びに田原議員とこの件につきまして確認の意味で協議をいたしました。

申し上げますが、まず、委員会の会議録につきましては、先ほど古畑議員から指摘ございましたけども、作成されております。

また、その他の部分、大町地区の部分につきまして削除されておりますが、この点につきましては、委員会議事運営の中で、委員長が委員の皆さんに諮り、削除について諮ったところ、了承を得たということで、これについては削除をしたというふうにお聞きしております。その点、今、協議の結果を、ご報告いたしました。何かご意見があれば、お聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

言いますけど、内容について、議会運営委員会の委員長としてそこまで、ルールの確認ができたらしい。

ただ、削除に至る経過は、議事録に残ってるはずだ。だから、なぜ削除したのかということにつきましては、それにつきましては、これこれこういう理由で削除いたしました。こういう意見があって、これに答える形で削除しましたというのが、委員長としてはだよ、答えなくてはならない。何回も言うけど、委員長報告は、個人の意見、私見を述べる場じゃないんですよ。委員会でどういう発言があったか、それがどのように議事録に記載されているかを答えなくちゃいけない。私はそうは思いませんというのは駄目だ。こういう意見もありました。そういう意見はございませんでした。議事録の中ではこうなっています。あるものをないって言っちゃいけない。これだけはしっかりとやらせていただけたらと思います。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

権現荘の指定管理の関係で伺いたいんですが、委員会でのやり取りの中で、行政側、市のほうは、どういう考え方で再度指定管理の募集をしてるんだという、その辺についてもう少しはっきりと答弁していただけますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

資料整理のため、休憩として時間をください。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前11時12分 休憩〉

〈午前 11 時 14 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

ただいまのご質問ですけれども、確認させていただきたいと思います。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前 11 時 14 分 休憩〉

〈午前 11 時 16 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

ご質問の行政側の考えについて、会議録の中から申し上げたいと思います。

事務所長より、今年度で3年間の指定管理が満了することに伴い、来年度からの次期指定管理者の募集を行うものであり、その概要、スケジュール等についてご説明いたします。

1、募集に関する基本的な考え方につきましては、施設の設置目的に沿った事業運営なり健全経営を目指すという考え方から、公募による指定管理者の募集を継続しますが、コロナ禍による観光業の低迷や物価高騰により、経営悪化が予想され、市から指定管理料として運営費の補填がされていることなどから、従来と同じ条件では応募が困難なことが予想されるため、条件を一部緩和して募集するものです。

2、3、4の項目については、2ページ目の6で説明いたしますので、2ページ目をご覧ください。主な条件をまとめたものになりますので、これにより説明いたします。

募集方法は、全国公募としますが、2、応募資格にありますように、これまでは市内法人について一定の優遇をしておりましたが、応募資格を国内法人であれば、従来の市内法人と同等の宿泊業、または温泉施設の支配人としての経験年数を2年以上有する社員を雇用または雇用を予定している法人とし、応募しやすい条件と変更いたしました。

3、指定管理期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっております。

こちらは、現指定期間がコロナ禍という特殊な環境下での営業であり、平常時における集客効果や収支状況等の確認ができていないため、再度3年間の指定期間とする中で営業状況を確認したいものであります。

4、利用料金は、指定管理者の収入とすること。

5、指定管理料は、支払わないこと。

6、収支赤字でも補填しないこと。

7、収支黒字の場合は、指定管理者の収入とすることは内容に変更はございません。

8、選定方法は、業務内容の主なものとして、日帰り入浴等の事業など、宿泊に関するもの以外は従来と同様の仕様書により必須事項とし、権現荘の宿泊等の事業に関する業務は自由提案といたします。これは、コロナ禍による観光業の低迷により、従来のような一般的な宿泊事業では健全経営が困難なことから、設置目的である都市と農山村の交流に資する事業を宿泊業に限定せず、民間ノウハウを活用し、提案していただくことで、この指定管理に参入しやすい条件としたものであります。

1つ戻り、条件の5、募集要項等の概要をご覧ください。

応募はプレゼンテーション方式とし、選定委員会において内容を審査するものであります。公の施設を核とした事業計画、例えば権現荘や、ほかの周辺施設を利用する企画を付した提案も可能としています。

7、スケジュールにつきましては、募集期間は7月下旬から9月下旬までとし、募集説明会を8月上旬に開催いたします。その他10月の選定委員会にて候補者を選定し、12月市議会定例会にて、指定議案を提出させていただき、議決をいただきましたら、協定の締結を令和5年1月に行いたいと考えております。

説明は、以上ですとございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

丁寧に説明していただき、ありがとうございます。

私が聞いたかったのは、4億円かけて改築したときに相当激論したわけですよ。そんときに、ここに補助金を出すようなことは絶対にしないということも言ったわけですね。赤字になるような経営のやり方はしないんだというふうなことで再スタートしたはずなんですね、改築後。で今回、先ほどちょっとありましたけれども、募集の中には補助はないと。募集の中で補助金を市が出すことはありませんよということですので、それはいいんですが、その前に指定管理料の補填をしていると。コロナの関係から分かりませんが、そういうのもあったんで、これがこの先、以前こういうことがあって、こういう場合は補助を出してもいいんだという、そういうふうにならないのかと。その点については、補助を出していくということについては、どういうふうな議論をされたかお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

補助を出す出さないという今ご質問だったかと思うんですけども、指定管理料についての質疑等がございます。指定管理料を支払わないスタンスが、そのままだと思ったんだが、この部分は今までの指定管理者の運営を見ても指定管理料は支払わないと決めた理由をお聞かせいただきたいという議員の質問がございまして、能生事務所長より、指定管理者につきましては、2期公募をいただきまして、その経営の中では徐々に民間の能力を活用し、赤字幅を大幅に減らしてきておりました。その中で、コロナという状況の中で大きく赤字を出しているものというふうに想定しておりますので、この指定管理料については、そのまま支払わないものという条件を継続させていただいたという答弁がございました。

そのほかの部分に関しましては、先ほどの私の委員長報告の中で述べたとおりでございますので、必要であれば、また再度聞いてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

指定管理料は払わない、出さない。補助金も出さないということであれば、今までどおりの条件で募集するというところで、その中で頑張ってもらえるような方が応募してもらえれば、これは市としてもありがたいということだと思いますので、そういう考えであれば、もう少し様子を見させていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにごございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

今度は質問ですね。

子育て支援センターの、どういうふうにして使うとか、そのアンケートだとかという委員長報告ありましたけど、これは委員会としての越権行為じゃないですか。なぜあそこに建てるのか、建設費はどのくらいになるのかという審査が終わったら、総務文教常任委員会に回して、教育委員会部門の審議に入るべきだ。このままいけば、建設産業常任委員会で委員会審査をやって、建てる建てないまで決定してしまうんじゃないですか。この子育て支援センターこそは、全員で話し合ったり、特別委員会をつくったり、全員協議会をやるべきじゃないですか。すみ分けはどのようにお考えなんですか。委員の中でそういう意見なんか出てるとは思われませんが、その辺の意見はないんですか。委員長としては、どのようにお考えなんですか。これはやっぱりおかしい。

で、3巡目に入った意見だとか、内部をどのようにして子育てのプレイルームを造るかとかというのは全部、都市政策課なりが答えて、教育委員会はノータッチなんですか、どうなんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

手元にある所管事項調査の会議録の中では、今ご質問されたことに関しましての記録はございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

これは所管が大きくまたがる、建設産業常任委員会と総務文教常任委員会にまたがる場合は、やっぱり正副、それぞれの正副委員長によって、どこまでは建設産業常任委員会で、どこからが総務文教常任委員会だということを明確にしなくてはならない。そこに福祉の要因が入ってくるとするならば、市民厚生常任委員会だって入ってくるはずだ。全体的に見るならば、この子育て支援センターは、初めから所管分けがおかしくないか私には思うんですけど、委員長としても答えにくい、おかしいと思ってるもん何で審議したとかという話になるんでね。これはやっぱり1回ちょっと整理すべきですね。どこまでが建設産業常任委員会で、どこまでが総務文教常任委員会なのか、所管分け言えばね。これはやっぱり議長なり議会運営委員会なりにもう一回かけて、行政とすれば、議会側のどこでもいいんで、説明もしたいし了解も取りたいと。別に行政側が越権行為をしてるわけじゃないですよ。議会側がはっきりしないから言われる。それ以上は総務文教常任委員会ですとか、ここは建設産業常任委員会ですとかってなりますよね。

でもこの本案につきましては、市としましては縦割りでやってないんですよ。商店街の、いわゆるにぎわいづくりと子育て支援センターと人口問題とってありますから、それを勝手に分けてるのは議会側だけであってね。議会側がはっきりすべきだと思うんですけど、委員長いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

委員長個人の意見は述べられないということと、それから会議録の中には、お尋ねのことの記録はございませんので、お答えできません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ここは何だろう、議長や議会等に諮ってみたいと思います。答えればいいんだ、自分の考えじゃない。やる気があるかないかということだね。答えれないんなら答えなくていいけど、こっちははっきりしないと。この内容での審査は認められない。要するに、所管事項調査については、大きく逸脱してると思いますよ。それに利用料だとか何だのって、もし建設産業常任委員会でやったとし

たら、それは総務文教常任委員会の立場がないですね。それに建設費が12億円以上だって、委員長のホームページには書いてあったけど、やっぱり建設費用についても調べたんなら調べたことをちゃんと委員長報告で言わなきゃいけない。そういった意味では、つくづく曖昧な子育て支援センターに対する報告だったと思います。その辺は、私見は言えないんならば、しっかりそれを肝に銘じて委員会運営をしていきたいと思います。

終わります。

〔「答弁要らないですか」と呼ぶ者あり〕

○17番（古畑浩一君）

要らない。答えられないじゃないですか。答えられない答弁なんか要らない。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質問なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

〈午前11時31分 休憩〉

〈午前11時32分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど質疑の中で、古畑議員よりご指摘がございました、整理すべきではないのかという点につきましては、再度、正副委員長を含め、議長と、また議会運営委員会の委員長を含めて協議をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、閉会中の8月3日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告させていただきます。

調査項目は、地域医療体制についてで、内容は、糸魚川総合病院の産婦人科診療体制についてであります。

担当課より、市内出生数及び分娩数について、市内産婦人科利用促進プロジェクト会議が発足した平成28年度以降の推移では、出生届数に対する市内分娩数の割合は高くなっているが、令和3年度の市内分娩数は123人であり、平成28年度より21人減少していることや、利用促進プロジェクトの取組状況について説明がありました。

委員より、市内で出産する理由及び医師の確保についての質疑があり、担当課より、自宅から近いことが大きな理由であることがアンケート結果にも表れている。また、出産奨励金の交付なども里帰り出産を選ぶ理由にもなっている。糸魚川総合病院から、来年3月までしか出産ができないと発表された。健康な状態での分娩の場合は上越市などへの移動もできるが、冬期間の降雪時などは移動が難しく、ハイリスクの分娩もあることから、引き続き糸魚川総合病院で分娩できる体制を継続できるよう新潟県や富山大学にお願いし続けていると答弁がありました。

委員より、市内産婦人科確保対策事業について質疑があり、担当課より、糸魚川総合病院とすれば、経営面、症例数から見て、年間200件の出産件数が1つの目標になるだろうと考えている。事業については、糸魚川総合病院の院長、産婦人科医も一緒になって積み上げたメニューであり、富山大学からも評価されていることから、これらの事業を含め、さらに充実を図りたいと答弁がありました。

委員より、市内での出産を選ばない理由についての質疑があり、担当課より、富山県内や上越市内で出産をした方へのアンケートはしていないが、プロジェクト会議の中でしっかりと協議し、現場の声も聞きながら事業を展開していきたい。また、糸魚川総合病院での出産を伝える産婦人科PR動画を7月に作成し、ユーチューブで公開している。何千件も見ていただいていることから、こういったものを有効に使って、糸魚川総合病院のよさを知ってもらえるように取り組みたい。さらに、総合病院であることから小児科の専門医がいることを強みと捉えるとともに、母乳相談費用助成など、産後ケア事業も令和3年度から始めたことから、こども課と協力して出産後のサポートにも着目しながら事業を計画したいと答弁がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告の中で、産婦人科が3月をもって分娩を中止するという、やっぱりこれは大きな問題だと思うんです。市民厚生常任委員会の中で、子供というのは、すぐ生まれるわけじゃありませんね。普通に十月十日と言われますね、子供は。十月十日は米だ。十月十日でいいんだよ。そんだけ時間かかるものを3月以降の妊婦さんたちは、どうするんですか。そういうことは、委員

会の中で協議されましたか。それに対するフォロー体制はどうするんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

すみません、ちょっと聞き取れないところがありましたけれども、産後のケアをどうされるかとうことなんでしょうか。

○17番（古畑浩一君）

違います。

○議長（松尾徹郎君）

休憩で聞いてください。

暫時休憩いたします。

〈午前11時39分 休憩〉

〈午前11時40分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

4月以降の予定の方についての議論は、しておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

これはやっぱり子供を産んでほしいという気持ちと、そして子供を産むという不安があるお母さんたちにとっては大きな問題だと思います。委員会としては、しっかりその辺のところを協議して、これは人口問題、子供たちをどう増やすかという根幹をなすところでもあります。糸魚川市で子供は産めないよって投げるんじゃなくて、産めないけどこういう措置があるということをやっぱり委員会の中でしっかりと論議をしていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

今、私先ほど議論はしていないとは言いましたが、そのようにならないように医師の継続を図れるように頑張っていきたいということを確認させていただいております。

以上です。

○17番（古畑浩一君）

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第5．議案第52号から同第62号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第52号から第62号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第52号は、令和3年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和3年度は、コロナ禍に対応することは事業見直しの転機と捉え、これまで以上に全庁的な視点を持って、全ての事業に聖域を設けず、優先度により事業の取捨選択をするなど抜本的な見直しを行いました。安全・安心をキーワードに、安全・安心な暮らしを実現するまちづくり、経済活動の再生、人口減少社会に対応したまちづくりの3点を重点施策に掲げ、新型コロナウイルスワクチン接種事業、医療人材確保対策事業、サテライトオフィス整備事業等を予算計上し、当初予算を249億7,000万円といたしました。当初予算後、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金や新型コロナウイルス感染症対応のための住民税非課税世帯等臨時特別支援金、大雪対応など、15回にわたる補正予算を編成したところでございます。

決算につきましては、歳入総額303億6,903万3,000円、歳出総額281億6,679万2,000円で、歳入歳出差引額は22億224万1,000円となっており、繰越明許費と事故繰越しに係る財源を引きますと、実質収支は19億1,442万5,000円の黒字となっております。

なお、令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率の算定結果につきましては、報告第9号のとおりであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字であり、実質公債費比率は11.1%、将来負担比率は72.3%で、いずれも早期健全化基準を下回っております。

議案第53号は、令和3年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号は、令和3年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号は、令和3年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号は、令和3年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。議案第57号は、令和3年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号は、令和3年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてであります。議案第59号は、令和3年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分について、議案第60号は、令和3年度糸魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分について、議案第61号は、令和3年度糸魚川市簡易水道事業会計決算認定について、議案第62号は、令和3年度糸魚川市下水道事業会計決算認定及び利益の処分についてであります。

監査委員の意見書を付して提案いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑については、決算の大綱にとどめますようご協力願います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員16人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員16人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、利根川 正議員、阿部裕和議員、横山人美議員、新保峰孝議員、伊藤 麗議員、田原洋子議員、渡辺栄一議員、加藤康太郎議員、東野恭行議員、保坂 悟議員、田中立一議員、和泉克彦議員、中村 実議員、近藤新二議員、古畑浩一議員、田原 実議員、以上16人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました16人の議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

〈午前11時49分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、決算審査特別委員会が開かれ、正副委員長を互選し、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に、利根川 正議員、副委員長に、和泉克彦議員、以上であります。

日程第6．議案第63号から同第66号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第63号から同第66号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第63号は、糸魚川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、職員の育児休業の取得要件を緩和したいため、所要の改正を行いたいものであります。

主な内容は、育児休業の取得回数を現行の1回から、2回まで可能にするものであります。

議案第64号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでありまして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

主な内容は、現行の懲役刑と禁固刑を一本化して、拘禁刑とするものであります。

議案第65号は、糸魚川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動

に係る公費負担の限度額を見直し、併せて条文等の整理をいたしたいため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第66号は、糸魚川市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、木浦小学校を能生小学校に統合するため、所要の改正を行いたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第67号から同第70号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第67号から同第70号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第67号は、糸魚川市特定賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

主な内容は、里親制度における里子についても同居親族に準ずるものとして入居を可能にするものであります。

議案第68号は、市道押上越前西線の認定についてでありまして、住宅開発により整備した私道を既存の私道と合わせて寄附をいただき、市道として認定したく議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第69号は、財産の取得についてございまして、老朽化した車両を更新し、除雪作業の効率化を図るため、ロータリ除雪車11トン級マルチプラウ付1台を購入したいものであります。取得予定価格は、3,729万円で、契約の相手方は、明星自動車工業株式会社であります。

議案第70号は、市営土地改良事業計画の概要についてでありまして、来海沢地区の市営土地改

良事業計画の概要について、土地改良法の規定により議会の議決をお願いいたしたいものであります。

工事の概要は、区画整理2.6ヘクタール、事業費は、1億3,000万円であります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第8．議案第72号及び同第73号

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第72号及び同第73号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第72号は、令和4年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ63万円を追加いたしたいものであります。

議案第73号は、令和4年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ2,066万2,000円を追加いたしたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 9. 議案第 7 1 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 9、議案第 7 1 号、令和 4 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 7 1 号は、令和 4 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 4 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 5 億 8,679 万円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、2 款総務費では、国・県支出金等過年度返還金の追加、3 款民生費では、低所得世帯緊急生活支援事業（新型コロナ対応）の追加と、子育て世帯緊急生活支援事業（新型コロナ対応）の追加、4 款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の追加、7 款商工費では、プレミアム商品券発行事業（新型コロナ対応）の追加であります。

次に、歳入につきまして、それぞれの所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、繰越明許費の補正及び地方債の補正は、第 2 表及び第 3 表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によって、了承願います。

日程第 10. 陳情第 7 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 10、陳情第 7 号を議題といたします。

本定例会において取り扱うことになる陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情第 7 号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

〈午後 1 時 1 2 分 散会〉

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

